

教 福 第 5 9 1 号
平成28年12月14日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教育職員局福利課長

ストレスチェック制度の実施について（通知）

このことについては、文部科学省からの通知に基づき、平成28年3月29日に当職から、学校等の規模にかかわらず、全ての学校等において適切に実施されるよう通知し、また、平成28年6月8日には、50人未満の学校を含む全ての道立学校においてストレスチェック制度を実施する旨と併せ、貴管下の学校において同制度が適切に実施されるよう、重ねて通知したところです。

一方、道教委が実施した昨年度の調査においては、道内の教職員のうち約1%が病気により休職し、その約7割が精神疾患によるものであり、近年、同様の状況が続いています。

このようなことから、道教委といたしましては、教職員が心身の健康を保持して、職務に望むことができるよう、予防や早期発見・早期治療を基本としたメンタルヘルス対策になお一層取り組む必要があると認識しており、ストレスチェック制度に係る取組については、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、極めて重要であると考えているところです。

また、周知のとおり、平成28年度地方財政措置から、市町村立学校におけるストレスチェック実施に要する経費が拡充されたところです。

つきましては、文部科学省通知はもとより、当該地方財政措置の趣旨を踏まえ、市町村立学校におけるストレスチェック制度実施に係る取組を推進されるようお願いいたします。

健康管理グループ
担当：林
TEL:011-204-5736